

はじめに

I 宮城県の中小企業・小規模事業者の現状

基本的事項

- 平成27年7月に「中小企業・小規模企業の振興に関する条例」が公布・施行されたことを受け、振興に関する施策の総合的推進を図ることを目的として策定
- 産業振興施策の各分野に関しては個別の計画が、中小企業・小規模事業者の支援のあり方などについては本計画が対応
- 「宮城の将来ビジョン」「宮城県震災復興計画」を補完

計画の期間

平成28年度から平成30年度まで（3年間）

【社会経済情勢と宮城県の現状】

- 本県の中小企業数の全体に占める割合は99.8%、そのうち小規模事業者数の割合は85.9%（概ね全国と同程度）
- 平成26年6月に制定された小規模企業振興基本法等関係法令の改正により、小規模事業者に対する伴走型支援が強化
- 日本を取り巻く社会経済情勢では、円安や消費税率引き上げ、外国人観光客による免税品の大量購入等があった
- 県の現状では、東日本大震災による経済成長率や求人倍率、倒産件数および公共工事請負状況等の影響が表面化

【東日本大震災からの復興に係る課題】

- 廃業・休業を余儀なくされ、失った販路の回復
- 福島第一原発事故による風評被害への対応
- 仮設商店街からの本格復旧

II 中小企業振興のあり方について

II-3 重点的な取組

- (1) 小規模事業者への目配りの利いた支援
- (2) 中小企業・小規模事業者への支援方式の改革
- (3) 事業承継等対策への支援
- (4) 販路開拓の積極的な支援
- (5) 沿岸地域産業再生の鍵となる水産業クラスターの再生支援

IV 計画の進行管理

- 推進にあたっての関係機関との連携
- 施策の展開のための情報発信
- 実施状況の公表と基本計画の見直し
 - ・基本計画の公表
 - ・施策の実施状況の検証
 - ・検証内容の公表
 - ・基本計画の見直し

II-1 関係機関からの主な意見

- ・販路開拓に関すること
- ・人材確保に関すること
- ・融資制度に関すること
- ・商業に関すること
- ・地域資源に関すること
- ・事業承継に関すること
- ・震災復興に関すること
- ・支援機関間の情報交換
- ・支援施策の周知の徹底
- ・支援施策の使いやすさ など

III 具体的な施策と取組

施策①

経営の革新等

- ◇ 経営の革新及び経営基盤強化
 - ・経営相談体制の整備，経営革新の支援
 - ・経営基盤改善の支援，技術改善の支援
- ◇ 創業等の支援

施策④

資金の供給の円滑化

- ◇ 経営安定のための資金
- ◇ 成長・発展のための資金
- ◇ 東日本大震災からの復旧復興に対応した資金
- ◇ 金融機関との連携強化

施策⑦

商業の振興等

- ◇ 商店街の活性化
- ◇ 被災事業者等の支援、計画の策定等

施策②

販路の開拓及び受注機会の確保

- ◇ 国内外における販路開拓及び取引拡大
 - ・工業製品の販路開拓及び取引拡大
 - ・食品の販路開拓の推進
- ◇ 受注機会の確保

施策⑤

人材の育成・確保 雇用環境の整備

- ◇ 人材の育成及び確保
- ◇ ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

施策⑧

地域資源の活用等

- ◇ 農林水産資源の活用
- ◇ 観光資源の活用

施策③

産学官金の連携

- ◇ 産学官金の連携
- ◇ 企業間の連携
- ◇ 技術者の派遣や研究開発の推進

施策⑥

産業の集積等

- ◇ 企業立地の推進
- ◇ 自動車、機械、電気関連産業の集積・高度化
- ◇ ICTの普及及び情報産業の集積
- ◇ 水産業クラスターの再生
- ◇ クリーンエネルギー等関連産業の振興

施策⑨

事業承継への支援

- ◇ 事業承継に関する相談体制の充実
- ◇ 事業承継に係る制度の周知
- ◇ 第三者承継のための創業者育成

施策⑩

災害発生後における支援

- ◇ 東日本大震災からの復興
- ◇ 地震その他の災害の発生後の対応

II-2 振興施策を考える上での着眼点

- ・関係機関との連携を深める
- ・中小企業・小規模事業者の実情や課題などを把握する
- ・事業者に対して県の施策が確実に伝わるようにする
- ・事業者が施策を利用する際の負担軽減に配慮する
- ・伴走型支援を一層推進する
- ・事業者の事業承継等についての問題意識を高める
- ・販路開拓に一層力を入れて取り組む